

PTA規約および細則

PTA規約

第1章 名称および事務所

第1条 この会は横浜市立港北小学校PTAと称し事務所を同校内におく。

第2章 目的

第2条 この会は次のことがらを目的とする。

- 1 家庭・学校や社会での児童の幸福をより豊かにし押しすすめる。
- 2 児童の指導について教職員と保護者がそう明な協力をする。
- 3 学校の教育的環境の整備充実に努力する。
- 4 教職員と保護者とが協力して適法な手続きにより公立学校公費運営の完全実施につとめ教育予算の充実に期する。
- 5 地域における社会教育を盛んにすることに協力し、また国際親善につとめる。

第3章 方針

第3条 この会は充実した教育を行うための民主的団体として活動し、他のいかなるものからも支配、統制、干渉されない。

第4条 この会は政治・宗教・営利事業等のすべてに対して中立を厳守し、この会の名前によって他のいかなる職務（公私を問わず）の候補者を推薦せず、いかなる営利事業をも支持しない。

第5条 この会は児童の幸福のために活動する他の民主的諸団体・機関とできるかぎり協力する。

第6条 学校や教育委員会の関係者と学校問題について協議し、またその活動を助けるために意見を出し、参考資料を提供するが、直接学校の管理、人事に干渉しない。

第7条 この会は、学校の財政的維持については責任を負わない。

第4章 会員

第8条 この会の会員になることのできるものは次の通りとする。

- 1 本校に在籍する児童の保護者
- 2 本校に勤務する教職員

第9条 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

- 1 会員は 総会において1家庭につき1つの議決権を有する。また議案に意見できる。
- 2 会員は役員・各委員会の委員になることができる。また1家庭1回以上は役員・各委員会の委員およびそれに相当する程度の活動を行うよう積極的に努める。

第5章 経理

第10条 この会の経費は会費・事業収入および自発的な寄付金をもって支弁する。会費の額および資金調達の種類・方法は総会で決定する。

第11条 会費は一世帯月額400円とし、年度初めに一括納入を原則とする。

第12条 この会の資産は第2章の目的達成のためにだけ使用する。

第13条 この会の経理は総会において決議された予算にもとづいて行われる。

第14条 この会の決算は会計監査を経て総会に報告され、承認されなければならない。

第15条 この会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、4月1日より年度当初総会までの収支は運営委員会の責任で執行する。

第6章 役員および会計監査委員

第16条 この会に次の役員および会計監査委員をおく。

- | | | |
|---|--------|----------------|
| 1 | 会 長 | 1名 (保護者) |
| 2 | 副 会 長 | 2名 (保護者) |
| 3 | 会 計 | 3名 (保護者2名と教職員) |
| 4 | 書 記 | 3名 (保護者2名と教職員) |
| 5 | 会計監査委員 | 2名 (保護者) |

第17条 役員および会計監査委員の選出は総会で行い、候補者の選出は細則で定める推薦委員会を設けて行う。

第18条 役員および会計監査委員の任務は次の通りとする。

- 1 会長はこの会を代表し、総会および運営委員会の招集、その他会務一般を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその代理をつとめる。
- 3 会計はこの会すべての金銭の収入支出を管理し、年度当初総会において会計監査委員の監査を経た決算報告をする。
- 4 書記は総会ならびに運営委員会の議事を正確に記録する。
- 5 会計監査委員は年2回、会の会計を監査する。その他必要に応じ監査し、その結果を総会に報告する。

第19条 役員および会計監査委員の任期は一年とし（ただし教職員会計・書記はこの限りではない）総会から翌年の総会までとするが、引き続き再任されてもよい。役員および会計監査委員に欠員が生じたときは必要に応じて運営委員会で補選することができる。いずれも任期は前任者の残任期間とする。

第20条 役員および会計監査委員は他の役員および会計監査委員を兼任できない。

第7章 機 構

第1節 種 別

第21条 この会の目的を遂行するために、次の機構をもつ。

- 1 総会
- 2 運営委員会
- 3 常任委員会
- 4 特別委員会

第2節 総 会

第22条 総会はこの会の最高の決議機関であって、全会員で構成する。

第23条 次の事項は総会に付議しなければならない。

- 1 会の活動方針、および予算、決算に関すること。
- 2 役員および会計監査委員の選出に関すること。
- 3 規約の改正に関すること。
- 4 その他運営委員会で必要と認めたこと。

第24条 この会は次の定期総会を開く。原則として書面または電磁的方法による決議を行う。

- 1 年度当初総会
前年度決算の承認と年度計画、および年度予算審議ならびに承認、新役員・会計監査委員の就任
- 2 年度末総会
翌年度役員ならびに会計監査委員の選出

第25条 1 総会の日時場所、および議題は事前に告示する。
2 議長はその都度選出する。
3 議案は少なくとも一週間前にその内容を全会員に通知しておかなければならない。

第26条 総会の成立要件は委任状、議決権行使書を含め、会員数の5分の1とする。各議案の決議は出席者、委任状、議決権行使書の過半数の賛成を必要とし、規約改正は3分の2以上の賛成で決める。

第27条 運営委員会が必要と認めた場合、または全会員の10分の1以上の要求があった場合は、会長はすみやかに総会を招集しなければならない。

第3節 運営委員会

第28条 運営委員会は総会に次ぐ決議機関である。原則として役員・委員長・副委員長および校長によって構成され、毎月1回行う。ただし決議すべき事項が無く単に報告、意見聴取のみを行う場合において、運営委員会の構成員全員が予め同意していれば、運営委員会を省略し書面あるいは電磁的方法でこれを行うことができる。

第29条 運営委員会の任務は次の通りとする。
1 運営委員会は次の総会までの運営上必要な事項を議決する。
2 各委員会によって立案された予算案および活動計画を審議し決定する。ただし各委員の意見が、十分に反映討議されなければならない。
3 総会に提出する議案および資料・書類を決定する。
4 必要がある場合は特別委員会を設ける。
5 その他会員より委任された事項について、必要があればその都度ボランティアを募集する。

第30条 1 運営委員会は委員の半数以上の出席により成立する。運営委員会の決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。
2 会長または構成委員の過半数が必要と認めた時は臨時会議を開くことができる。

第4節 常任委員会

第31条 この会の目的および活動に必要な事項について、調査・研究・立案・実施するために、次の常任委員会をおく。

- 1 広報委員会
- 2 校外安全委員会
- 3 ふれあい委員会
- 4 推薦委員会

第32条 常任委員会委員の選出は細則による。

第33条 常任委員の任務は細則による。

第34条 常任委員の任期は原則1年とする。ただし活動期間を細則に定めた場合は細則による。また各委員長は次期委員長就任までは、その任にあたる。

第8章 細 則

第35条 本会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて運営委員会で定める。委員会は細則を制定、または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第9章 付 則

第36条 この規約に定めない事項、および解釈に疑義が生じたときはその都度運営委員会で解明する。

第37条 この規約は昭和51年4月1日より実施する。

付 記	新規	昭和51年4月1日実施
	規約一部改正	昭和52年4月1日実施
	規約一部改正	昭和56年4月1日実施
	規約一部改正	平成 4年4月1日実施
	規約一部改正	平成10年4月1日実施
	規約一部改正	平成11年4月1日実施
	規約一部改正	平成14年4月1日実施
	規約一部改正	平成15年4月1日実施
	規約一部改正	平成16年4月1日実施
	規約一部改正	平成17年4月1日実施
	規約一部改正	平成21年4月1日実施
	規約一部改正	平成24年4月1日実施
	規約一部改正	平成25年4月1日実施
	規約一部改正	令和 3年4月1日実施
	規約一部改正	令和 5年4月1日実施
	規約一部改正	令和 6年4月1日実施